

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱

制 定 令和7年5月22日 建住政第456号
最近改正 令和7年9月16日 建住政第1460号

(目的)

第1条 この要綱は、子育て世代等が行う最高レベルの断熱性能を備えた省エネ住宅等への改修に要する費用の一部を補助することで、省エネ性能のより高い住宅の普及及び空家の流通の促進を図りながら、子育て世代等の横浜市内（以下「市内」という。）への転入及び定住の促進に寄与することを目的とする。

2 補助金の交付等については、次に掲げる関係規定のほか、この要綱に定めるところによる。ただし、本要綱で扱う補助事業は、住替え及び定住に要する費用の一部を補助するものであることから、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）第24条ただし書きの規定を適用することができるものとして扱う。

- (1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）
- (2) 国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）
- (3) 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日制定）
- (4) 横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則に定めるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世代 次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - ア 平成19年4月2日以降に出生した子（出生予定の子を含む。）を有する世帯
 - イ 令和7年4月1日時点で夫婦（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者並びに「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び第12条第1項に規定する実績報告をする日までに宣誓又は申告を行おうとする者を含む。）のいずれかが49歳以下である世帯
- (2) 住替え 対象住宅以外の住宅の所在地から対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条に規定する方法による届出をいう。以下同じ。）を伴なう転居を行うことをいう。
- (3) 定住 対象住宅の所在地に住所を有する者として住民票（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する記録。以下同じ。）に記録されていることをいう。
- (4) 補助対象世帯 第3条第1項に該当する補助事業の対象となる世帯及び第3条第2項に該当する補助事業の対象となる世帯をいう。
- (5) 子育て世代の住替え補助対象者 次のア及びイの要件に該当する者をいう。

- ア 第1号アに規定する世帯の当該子に最も近い世代の構成員又は第1号イに規定する世帯の当該夫婦の両方若しくはそのいずれか
- イ 第2号に規定する住替えを行う者
- (6) 定住補助対象者 第3号に規定する定住している者
- (7) 補助対象者 第5号及び第6号に規定する者をいう。
- (8) 住替え期限 子育て世代の住替え補助対象世帯が住替えを行う期限で第9条第1項の規定に基づく補助金交付の決定日の属する年度の2月末日をいう。
- (9) 転居期限 定住補助対象世帯が定住を行う期限で第9条第1項の規定に基づく補助金交付の決定日の属する年度の2月末日をいう。
- (10) 既存住宅 建築確認を得て着工され、令和7年3月31日以前に建築工事が完了した市内の住宅（建築基準法（昭和25年法律第201号）施行前に着工されたため、建築確認を得ることができなかつた市内の住宅を含む。）で、断熱性能等級5以下のものをいう。
- (11) 対象住宅 別表1第1項の規定に該当する市内の住宅のことをいう。
- (12) 住宅事業者等 よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者のことをいう。
- (13) リノベーション工事 別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修を含む改修工事の実施により、既存住宅を対象住宅とするための工事をいう。
- (14) 既存住宅改修型 既存住宅を対象住宅に改修するリノベーション工事のための契約（以下「リノベーション工事契約」という。）を、補助対象者と住宅事業者等が行う場合の申請形式をいう。
- (15) 買取再販型 リノベーション工事された対象住宅を取得するための契約（以下「対象住宅取得契約」という。）を、補助対象者と宅地建物取引業法の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の免許を有するもの（以下「宅地建物取引業者」）かつ住宅事業者等であるものが行う場合の申請形式をいう。
- (16) 申請区分 第14号及び第15号に規定する各申請形式をいう。
- (17) 断熱等性能等級 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における断熱等性能等級又は同等以上として認められるもの。
- (18) 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止） 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）又は同等以上として認められるもの。
- (19) 耐震等級（構造躯体の損傷防止） 日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）における耐震等級（構造躯体の損傷防止）又は同等以上として認められるもの。
- (20) 再エネ設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (21) 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約 補助対象者が、リノベーション工事契約又は対象住宅取得契約（以下「当該契約」という。）の相手方である住宅事業者等との間に、第4号様式により締結する規約（以下「共同事業実施規約」という。）をいう。

（補助対象世帯）

第3条 子育て世代の住替え補助対象世帯は、次の各号の全ての要件に該当する世帯とする。

- (1) 子育て世代の住替え補助対象者が、令和7年1月1日以前から第6条第1項又は第8条第1項で

規定する各申請のいずれか早い日までの間において、対象住宅又は対象住宅に改修予定の既存住宅の所在地の住所以外に住民登録されていること。

- (2) 世帯の構成員の全員が、対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日から住替え期限までの間に住替えを行い、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行うこと。

ただし、やむを得ない事情により世帯の構成員の一部又は全員が対象住宅の所在地に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合はこの限りでない。

- (3) 子育て世代の住替え補助対象者が、令和7年4月1日から住替え期限までの間に対象住宅の所有権の移転の登記（対象住宅における子育て世代の住替え補助対象者の世帯構成員の持分の合計が100%の場合に限る。）の申請をしていること。

ただし、やむを得ない事情により住替え期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請ができないと市長が認める場合で、第12条第2項の規定により市長が別に定める実績報告期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請をし、実績報告が行われる場合はこの限りではない。

- (4) 子育て世代の住替え補助対象者が、宅地建物取引業者から又は宅地建物取引業者を介して対象住宅（既存住宅改修型にあっては対象住宅に改修予定の既存住宅）を取得購入すること。

- (5) 子育て世代の住替え補助対象者が、住宅事業者等との間に、申請区分に応じて、令和7年4月1日以降に、住替え期限までを引渡しの期限とする次のいずれかの契約を、書面で締結していること。

ア 既存住宅改修型 リノベーション工事契約

イ 買取再販型 対象住宅取得契約

- (6) 第12条第2項の規定により市長が別に定める期限までに実績報告を行うこと。

- (7) 子育て世代の住替え補助対象者及び当該契約の相手方である住宅事業者等が、第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。

- (8) 子育て世代の住替え補助対象者が、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。

- (9) 子育て世代の住替え補助対象者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住すること。

- (10) 世帯の構成員の全員が、過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付や還元を受けていないこと。

- (11) 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。

ア 世帯の構成員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

イ 世帯の構成員の全員が、市税等を滞納していないこと。

- 2 定住補助対象世帯は、申請区分に応じて、次の各号のいずれかの要件に該当する世帯とする。

- (1) 既存住宅改修型

次のアからケの全ての要件に該当する世帯とする。

ア 定住補助対象者が、転居期限において、対象住宅の所在地に定住していること。

ただし、やむを得ない事情により対象住宅の所在地に住所を有することができないと市長が

認める場合はこの限りでない。

- イ 定住補助対象者が、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日において、対象住宅に改修予定の既存住宅の所有権を有していること（対象住宅に改修予定の既存住宅における定住補助対象者の世帯の構成員の持分合計が50%以上である場合に限る。）。
 - ウ 定住補助対象者が、住宅事業者等との間に、令和7年4月1日以降に、転居期限までを引渡しの期限とするリノベーション工事契約を、書面で締結していること。
 - エ リノベーション工事が第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日から転居期限までの間に完了し、第12条第2項の規定により市長が別に定める期限までに実績報告を行うこと。
 - オ 定住補助対象者及び当該契約の相手方である住宅事業者等が、第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。
 - カ 定住補助対象者が、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。
 - キ 定住補助対象者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
 - ク 世帯の構成員の全員が、過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付や還元を受けていないこと。
 - ケ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - (ア) 世帯の構成員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (イ) 世帯の構成員の全員が、市税等を滞納していないこと。
- (2) 買取再販型
- 次のアからコの全ての要件に該当する世帯とする。
- ア 定住補助対象者が、対象住宅の所在地の住所以外から対象住宅の所在地に、第6条第1項又は第8条第1項で規定する各申請のいずれか早い日から転居期限までの間に、対象住宅の所在地に住所を有する者として住民登録の届出を行うこと。
ただし、やむを得ない事情により所在地上に住所を有する者として届出を行うことができないと市長が認める場合はこの限りでない。
 - イ 定住補助対象者が、令和7年4月1日から転居期限までの間に、対象住宅の所有権の移転の登記（対象住宅における定住補助対象者の世帯の構成員の持分合計が50%以上となる場合に限る。）の申請をしていること。
ただし、やむを得ない事情により転居期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請ができないと市長が認める場合で、第12条第2項の規定により市長が別に定める実績報告期限までに対象住宅の所有権の移転の登記の申請をし、実績報告が行われる場合はこの限りではない。
 - ウ 定住補助対象者が、宅地建物取引業者から又は宅地建物取引業者を介して対象住宅を購入取得すること。
 - エ 定住補助対象者が、住宅事業者等との間に、令和7年4月1日以降に、転居期限までを引渡しの

期限とする対象住宅取得契約を、書面で締結していること。

- オ 第12条第2項の規定により市長が別に定める期限までに実績報告を行うこと。
- カ 定住補助対象者及び当該契約の相手方である住宅事業者等が、第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。
- キ 定住補助対象者が、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、住宅事業者等から情報提供がなされていること。
- ク 定住補助対象者が、第15条で規定する補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
- ケ 世帯の構成員の全員が、過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付や還元を受けていないこと。
- コ 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - (ア) 世帯の構成員の全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
 - (イ) 世帯の構成員の全員が、市税等を滞納していないこと。

（共同事業者）

第4条 共同事業者は、次の各号の全ての要件に該当する者とする。

- (1) 住宅事業者等であること。
 - (2) 第8条第1項で規定する申請日までに、共同事業実施規約に同意すること。
 - (3) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
 - (4) 第12条で規定する実績報告までに、よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録されていること。ただし、技術講習会において技術考査に合格した者として名簿に登載されており、かつ、市長が登録されることが確実又はやむを得ない理由により登録しないこととした場合はこの限りではない。
- 2 共同事業者は、共同事業実施規約に同意する日までに、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、補助対象者に情報提供をしなくてはならない。

（補助金の額）

第5条 子育て世代の住替え補助対象世帯への補助金の額は、150万円とする。

- 2 定住補助対象世帯への補助金の額は、120万円とする。
- 3 申請区分に応じて、次に掲げる額が、第1項及び第2項の規定による補助金の額を下回る場合は、第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該各号の額のうち低い方を補助金の額とする。
 - (1) 子育て世代の住替え補助対象世帯
 - 第3条第1項第5号で規定するリノベーション工事契約又は対象住宅取得契約の金額から、次のア及びイを差し引いた額
 - ア 消費税（地方消費税を含む。）
 - イ 対象住宅に対し、当要綱に基づく補助金以外の国又は地方公共団体を財源とする補助金（以下

「国等の補助金」という。) が交付される場合における国等の補助金の額

(2) 定住補助対象世帯 (既存住宅改修型)

リノベーション工事契約の金額から、次のアからオの全てを差し引いた額

ア 消費税 (地方消費税を含む。)

イ 不動産の取得費

ウ 外皮に面する開口部の改修に係る費用 (諸経費を含む。)

エ 給湯器の改修に係る費用 (諸経費を含む。)

オ 対象住宅に対し、国等の補助金が交付される場合における国等の補助金の額 (先進的窓リノベ
2025事業、給湯省エネ2025事業を除く。)

(2) 定住補助対象世帯 (買取再販型)

対象住宅取得契約の金額から、次のア及びイを差し引いた額

ア 消費税 (地方消費税を含む。)

イ 対象住宅に対し、国等の補助金が交付される場合における国等の補助金の額

(補助金交付の予約申請及び承認)

第6条 共同事業者又は設計に関する業務を行う者が、補助対象世帯のために、補助金の交付を受けるための予約を行おうとする場合は、補助金予約申請書（第1号様式）及び別表2に掲げる書類を添えて、市長に予約申請を行うことができる。

2 第1項に規定する申請を行おうとする場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしていかなければならない。

(1) 既存住宅改修型 補助対象者がリノベーション工事契約又はリノベーション工事契約のための設計に関する仮契約等を住宅事業者等又は設計に関する業務を行う者と締結等していること。

(2) 買取再販型 住宅事業者等又は既存住宅の所有者が、リノベーション工事契約又はリノベーション工事契約のための設計に関する仮契約等を締結等していること。

3 市長は第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、要件を満たすと認めた場合は予算の範囲内において予約申請額分の予算（以下「予約承認額」という）を確保し、要件を満たさないと認めた場合には当該申請を却下する。

4 市長は、前項の規定によって予算の確保をした場合は、予算が確保されていることを申請者（以降「承認対象者」という）に通知するものとする。

5 市長は、第3項及び第10項の規定により申請を却下した場合は、申請者に通知するものとする。

6 第3項の予約承認額の確保期間は、申請を受け付けた日（令和7年4月1日以降かつ開庁時間外及び閉庁日の場合はその翌開庁日）の翌日から起算して4か月又は申請を受け付けた日（令和7年4月1日以降）の属する年度の11月30日のいずれか早い日（以下「予算確保期間」）とする。

7 市長は、次の各号のいずれか該当するまで、承認対象者のために予約承認額を確保しなければならない。

(1) 承認対象者による第8条第1項に基づく申請

(2) 予算確保期間の終了

(3) 次項による確保の解除

- 8 承認対象者又は補助対象世帯が、次の各号のいずれかに該当する場合は、市長は、予約承認額の確保を解除することができる。
- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金予約の承認を受けたとき。
 - (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
 - (3) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。
- 9 市長は、第3項の審査において、必要に応じて申請者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 10 市長は、第3項の審査において、その内容に不備を認める場合は、申請者に対し期限を定めて当該申請の際に提出を受けた書類の補正を求めることができ、期限内に補正がなされない場合には当該申請を却下する。
- 11 第1項に規定する予約申請は、1補助対象世帯につき1件まで申請することができる。ただし、特定の補助事業者において大量に登録が行われた場合、他の補助事業者の交付申請の機会を阻害することになるため、登録戸数の上限を別に定める。
- 12 承認対象者は、補助対象世帯の構成員からの問い合わせに誠実に対応しなければならない。
- 13 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。
- 14 第4項及び第5項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

(予約申請の変更)

- 第7条 承認対象者が予算確保期間の間に次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金予約変更申請書（第2号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。
- (1) 予約申請額の増額又は減額を伴う変更
 - (2) 予約承認額の確保の取消しを求める場合
 - (3) その他市長が申請を必要と認める変更
- 2 市長は、第1項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、審査結果を申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、予算の範囲内において、前項の決定を行わなければならない。
- 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。
- 5 第2項に規定する通知の方法は、市長が別に定める。

(補助金交付の本申請)

- 第8条 共同事業者が、補助対象世帯のために補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請書（第3号様式）及び別表3に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- 2 第1項に規定する書類の種類、提出方法及び期限等は、市長が別に定める。

(補助金交付の決定)

- 第9条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、予算の範囲内でその内容を審査し、適切であると認めた場合は、交付の決定を行うものとする。
- 2 市長は、前項の決定について、補助金交付決定通知書（第5号様式）により申請者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定による交付決定通知において、必要があると認めたときは交付決定通知書に条件を付すことができる。
- 4 市長は、第1項の審査において、必要に応じて共同事業者及び補助対象者にヒアリング等の調査をすることができる。
- 5 市長は、第1項の審査において、その内容に不備を認める場合は、共同事業者に対し前条第1項の申請の際に提出を受けた書類の修正を求めることができる。
- 6 市長は、第1項の審査及び第4項の調査の結果により、補助金を交付しないと決定した場合は、補助金不交付決定通知書（第6号様式）により共同事業者に通知するものとする。
- 7 市長は、第1項の規定により補助金の交付を決定した場合は、補助金交付決定のお知らせ（第7号様式）により、補助対象者あてに通知するものとする。

（補助金申請の変更）

第10条 補助金の交付決定を受けた共同事業者が次の各号に掲げる変更をしようとするときは、補助金交付変更申請書（第8号様式）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付予定額の増額又は減額を伴う変更
 - (2) 子育て世帯の住替え補助対象世帯にあっては、補助対象者の変更および世帯の構成員の変更（第8条の規定による申請の際の補助世帯の構成員のうち、出生予定であった子が出生したことによる変更を除く。）、定住補助対象世帯にあっては補助対象者の変更
 - (3) 第9条第1項の規定に基づく交付決定以降に、国等の補助金が交付される、又は交付予定であることが判明した場合
 - (4) その他市長が必要と認める変更
- 2 市長は、前項の申請があったときは、変更申請内容を審査し、適切であると認める場合は、変更の決定を行い、補助金交付変更決定通知書（第9号様式）により共同事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の規定により変更の決定をした場合は、補助金交付変更決定のお知らせ（第10号様式）により、補助対象者あてに通知するものとする。
 - 4 第1項に規定する書類の種類及び提出期限等は、市長が別に定める。

（補助金申請の取下げ）

第11条 共同事業者が、申請を取り下げる場合は、速やかに、補助金取下届（第11号様式）に交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかつたものとみなす。
- 3 第1項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

（実績報告）

第12条 共同事業者は、次の各号に掲げる行為が完了した場合は、速やかに補助金実績報告書（第12号様式）に別表4で規定する必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 子育て世代の住替え補助対象世帯

共同事業者から子育て世代の住替え補助対象者への対象住宅の所有権の引き渡し、所有権保存又は移転の登記の申請、補助対象世帯の構成員全員の当該対象住宅への住民登録、及び子育て世代の住替え補助対象者から共同事業者へリノベーション工事契約又は対象住宅取得契約に対する支払いが完了した場合

(2) 定住補助対象世帯

ア 既存住宅改修型

リノベーション工事が完了し、共同事業者から定住補助対象者への工事対象物の引き渡し、及び定住補助対象者から共同事業者へリノベーション工事契約に対する支払いが完了した場合

イ 買取再販型

共同事業者から定住補助対象者への対象住宅の所有権の引き渡し、所有権保存又は移転の登記の申請、定住補助対象者の当該対象住宅への住民登録、及び定住補助対象者から共同事業者へ対象住宅取得契約に対する支払いが完了した場合

2 前項に規定する書類の種類、提出方法及び提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条第1項の規定による実績報告があった場合は、報告書の内容を審査し、適當と認めたときは補助金の交付額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定通知書（第13号様式）により共同事業者あてに通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金額を確定した場合は、補助金額確定のお知らせ（第14号様式）により補助対象者あてに通知するものとする。

(補助金交付の請求)

第14条 前条第2項による通知を受理した者が、補助金の交付を受けようとするときは、前条に定める補助金額確定通知書の受領後に、補助金交付請求書（第15号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項に規定する書類の提出期限等は、市長が別に定める。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の規定による補助金交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

2 市長は、前項による請求に不備を認める場合は、請求者に対し補助金交付請求書の修正を求めることができる。

(補助金の還元)

第16条 共同事業者は、前条第1項の規定により交付を受けた補助金について、規約に定めた方法により補助対象者に還元しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第17条 市長は、共同事業者又は補助対象世帯が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定、又はこの要綱の規定に基づく条件に違反したとき。
- (3) 第15条の規定による補助金交付を受けた日から起算して、10年を経過する日までに補助対象世帯の構成員が転居したとき。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めた場合はこの限りではない。
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (5) 第5条第3項の規定に該当することが判明したとき。
- (6) その他市長が不適当と認める事由が生じたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合は、補助金交付決定取消通知書（第16号様式）により、共同事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により取消しを決定した場合は、補助金交付決定取消のお知らせ（第17号様式）により補助対象者あてに通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定により補助金の交付決定を取り消す場合において、既に補助金を交付しているときは、共同事業者に補助金の額の全部又は一部の返還を求めることができる。

5 共同事業者は、前項の規定により補助金の返還を求められた場合は、市長の定める期限内に補助金を返還しなければならない。

（調査及び指示）

第18条 共同事業者及び補助対象世帯は、この要綱による補助金の執行に関し、市長が必要な調査の実施をしようとするときは、これに協力しなければならない。

2 市長は、補助事業等の適正な遂行を確保するため、共同事業者に対し必要な措置を指示することができる。

（効果分析等調査への協力）

第19条 共同事業者及び補助対象世帯は、市長の求める効果分析等調査について協力しなければならない。

2 市長は、前項の規定による調査内容について、別に定めることができる。

（処分等の制限）

第20条 補助対象世帯は、補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産については、補助金交付を受けた日から起算して10年間以内に市長の承認なく補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならない。

（関係書類の保存期間）

第21条 この要綱に係る関係書類の保存期間は10年とする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、当該補助事業の施行に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱の改正後の規定については、令和7年9月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に予約申請を行っているもの（その申請に係る本申請を含む。）及び本申請を行っているものについては、なお従前の例による。

別表1 対象住宅の要件（第2条関係）

1 対象となる住宅
次の各号の全てを満たす住宅とする。
(1) リノベーション工事を行った既存住宅であること。
(2) リノベーション工事后に断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有していること。
(3) リノベーション工事后に耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していること
(4) 次のいずれかの再エネ設備を備えている、又は同等以上として認められること。（第6条又は第8条に規定する申請時に既に設置されている場合を含む） ア 太陽光発電設備（戸当たり3kW以上の発電能力を有するものに限る。） 敷地内に設置された定置用であり、かつ一般財団法人電気安全環境研究所（JET）等からの太陽電池モジュール認証を受けたもの イ 太陽熱利用設備 強制循環式のもので、JIS A4112:2020に規定する「太陽集熱器」の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。（蓄熱槽がある場合は、JIS A4113:2021に規定する太陽蓄熱槽と同等以上の性能を有することが確認できること。）
(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号） 第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外の住宅であること。
2 必須とする一定以上の躯体の断熱改修
次の各号のいずれかの躯体の断熱改修とする。
(1) 外壁については3.5立米以上の断熱材を使用する断熱改修
(2) 屋根・天井については4.0立米以上の断熱材を使用する断熱改修
(3) 床については0.45立米以上の断熱材を使用する断熱改修

別表2 予約申請提出書類（第6条関係）

1 子育て世代の住替え補助対象世帯
(1) 既存住宅改修型 ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの） イ 子育て世代に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書等など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し エ 既存住宅の建築年次が確認できる書類

- オ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
 - カ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
 - キ 既存住宅の売買契約書の写し
 - ク 既存住宅の売買契約書の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
 - ケ 第6条第2項に規定する書面の写し
 - コ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
 - サ 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図
 - ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害））
 - ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）
- (2) 買取再販型
- ア 既存住宅の建築年次が確認できる書類
 - イ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
 - ウ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
 - エ 第6条第2項に規定する書面の写し
 - オ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
 - カ 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図
 - ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害））
 - ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）

2 定住補助対象世帯

- (1) 既存住宅改修型
- ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
 - イ 既存住宅の所有者が分かる書類
 - ウ 既存住宅の建築年次が確認できる書類
 - エ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
 - オ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
 - カ 第6条第2項に規定する書面の写し
 - キ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当

	該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
	<p>ク 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害）） ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）
(2) 買取再販型	
ア 既存住宅の建築年次が確認できる書類	
イ 既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類	
ウ 既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）	
エ 第6条第2項に規定する書面の写し	
オ 第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類	
カ 既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図	
・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報システム（わいわい防災マップ（土砂災害））	
・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）	

3 共通

その他市長が必要と認める書類

別表3 本申請提出書類（第8条関係）

1 子育て世代の住替え補助対象世帯	
	<p>(1) 既存住宅改修型</p> <p>ア 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約</p> <p>イ 第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写し</p> <p>ウ 第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類</p> <p>エ 対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）</p> <p>オ 別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の契約がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）</p> <p>カ 別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類</p> <p>(ア) 太陽光発電設備</p> <p>(ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJET等の認証書</p> <p>(ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類</p> <p>(イ) 太陽熱利用設備</p>

(イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類

(イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類

キ 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類

(2) 買取再販型

ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）

イ 子育て世代に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し

ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類

・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し

・結婚式場の契約書等など婚姻予定であることが分かる書類

・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

エ 第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写し

オ 第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類

カ 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約

キ 対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）

ク 別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の実施がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）

ケ 別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類

(ア) 太陽光発電設備

(ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJET等の認証書

(ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類

(イ) 太陽熱利用設備

(イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類

(イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類

コ 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類

2 定住補助対象世帯

(1) 既存住宅改修型

ア 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約

イ 第3条第2項第1号ウに規定する契約に係る書面の写し

ウ 第3条第2項第1号ウに規定する契約に係る書面の写しに対象住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類

エ	対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
オ	別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の契約がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）
カ	別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 太陽光発電設備 <ul style="list-style-type: none"> (ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJET等の認証書 (ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 (イ) 太陽熱利用設備 <ul style="list-style-type: none"> (イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類 (イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類
キ	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類
(2)	買取再販型 <ul style="list-style-type: none"> ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの） <ul style="list-style-type: none"> イ 第3条第2項第2号エに規定する契約に係る書面の写し ウ 第3条第2項第2号エに規定する契約に係る書面の写しに対象住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類 エ 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約 オ 対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等） カ 別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の実施がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること） キ 別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 太陽光発電設備 <ul style="list-style-type: none"> (ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJET等の認証書 (ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 (イ) 太陽熱利用設備 <ul style="list-style-type: none"> (イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類 (イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 ク 当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類

3 共通

- (1) 第6条第1項の申請を行っていない場合は別表2の書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

別表4 実績報告提出書類（第12条関係）

1 子育て世代の住替え補助対象世帯

(1) 既存住宅改修型

- ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
- イ 第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。
- ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。
- ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
 - ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
- エ 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類
- オ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類
- カ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類
- キ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- ク 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
- ケ 対象住宅の工事契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
- コ 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

(2) 買取再販型

- ア 補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
- イ 第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。
- ウ 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。
- ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し
 - ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

- エ 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類
- オ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類
- カ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類
- キ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- ク 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
- ケ 対象住宅の売買契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
- コ 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

2 定住補助対象世帯

（1）既存住宅改修型

- ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
- イ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類
- ウ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類
- エ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- オ 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
- カ 対象住宅の工事契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
- キ 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

（2）買取再販型

- ア 補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
- イ 対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類
- ウ リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することが

わかる書類

- エ リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類
- オ リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
- カ 第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
- キ 対象住宅の売買契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
- ク 当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

3 共通

その他市長が必要と認める書類

第1号様式（第6条第1項）

年　月　日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所
事業者名
代表者職・氏名
担当者住所　〒
担当者氏名
担当者電話　　(　　)
担当者E-mail

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表
制度
(済※登録番号　　・今後登録)

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金予約申請書

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金の予約承認を受けたいので、横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱第6条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。

1 申請区分（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型）
<input type="checkbox"/>	子育て世代の住替え補助対象世帯（買取再販型）
<input type="checkbox"/>	定住補助対象世帯（既存住宅改修型）
<input type="checkbox"/>	定住補助対象世帯（買取再販型）

2 予約申請額（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	150 万円（子育て世代の住替え補助対象世帯）
<input type="checkbox"/>	120 万円（定住補助対象世帯）

3 補助対象世帯の構成員 ※買取再販型は省略

フリガナ 氏名	住所	生年月日（西暦） ※定住補助対象世帯は省 略可	続柄 ※定住補助対象世帯 は省略可
	※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合は、令和7年1月1日以前から申請日までの間、居住していた住所を記載すること	年　月　日	世帯主
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

4 要件について

4-(1) 既存住宅改修型の要件（該当する□欄に✓を入れる又は記載のこと） ※買取再販型は省略

既存住宅	種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅
	所在地（地番）	横浜市
	所有（予定）者 の氏名	※補助対象者であること
	建築確認申請 年月日	年　月　日
	竣工年月日	※令和7年3月31日以前であること 年　月　日
	断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 3以下 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
	土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域外の住宅である
リノベーション工事の契約書	取得方法	※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合のみ記載 <input type="checkbox"/> 免許を有する宅地建物取引業を営むものから既存住宅を購入取得 <input type="checkbox"/> 免許を有する宅地建物取引業を営むものを介して既存住宅を購入取得
	契約日	※令和7年4月1日以降であること 年　月　日
	引渡し日	※令和8年2月末日までであること 年　月　日
	契約者氏名	※補助対象者及び住宅の所有者（所有予定者）と同じであること
リノベーション工事の内容等	工事契約した住宅の所在地（地番）	横浜市
	リノベーション工事において、次の各号のいずれかの躯体の断熱改修を実施する予定である	(1)外壁については3.5立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (2)屋根・天井については4.0立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (3)床については0.45立米以上の断熱材を使用する断熱改修
	リノベーション工事后に、日本住宅性能表示基準において、断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有する予定である	

	<input type="checkbox"/> リノベーション工事後に、日本住宅性能表示基準において、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有する予定である
	<input type="checkbox"/> 次のいずれかの再エネ設備を備えている又は工事にて設置予定である (1) 太陽光発電設備（戸当たり3kW以上の発電能力を有する） (2) 太陽熱利用設備
定住（予定）日	※定住補助対象世帯の場合のみ記載 ※既に居住している場合は、居住を開始した日（住民票を記録した日）を記載 ※居住していない場合は、令和8年2月28日時点で対象住宅に居住（住民票の記録がある）こと 年　月　日（予定）
住替え予定日	※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合のみ記載 ※申請日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日（予定）
所有権登記の申請予定日	※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合のみ記載 ※令和7年4月1日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日（予定）

4-(2) 買取再販型の要件（該当する□欄に✓を入れる又は記載のこと） ※既存住宅改修型は省略

申請者（住宅事業者等）	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業法の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の免許を有する宅地建物取引業を営むものである	
既存住宅	種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅
	所在地（地番）	横浜市
	建築確認申請年月日	年　月　日
	竣工年月日	※令和7年3月31日以前であること 年　月　日
	断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 3以下 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
	土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域外の住宅である
リノベーション工事の契約書等	契約日	年　月　日
	工事完了予定日	※令和8年2月末日までであること 年　月　日
	契約者	

	工事契約した住宅の所在地（地番）	横浜市
リノベーション工事の内容等	<p><input type="checkbox"/> リノベーション工事において、次の各号のいずれかの躯体の断熱改修を実施する予定である</p> <p>(1)外壁については3.5立米以上の断熱材を使用する断熱改修</p> <p>(2)屋根・天井については4.0立米以上の断熱材を使用する断熱改修</p> <p>(3)床については0.45立米以上の断熱材を使用する断熱改修</p> <p><input type="checkbox"/> リノベーション工事后に、日本住宅性能表示基準において、断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有する予定である</p> <p><input type="checkbox"/> リノベーション工事后に、日本住宅性能表示基準において、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有する予定である</p> <p><input type="checkbox"/> 次のいずれかの再エネ設備を備えている又は工事にて設置予定である</p> <p>(1) 太陽光発電設備（戸当たり3kW以上の発電能力を有する）</p> <p>(2) 太陽熱利用設備</p>	
住替え予定日	※申請日以降令和8年2月末日までであること 年　　月　　日（予定）	
所有権登記の申請予定日	※令和7年4月1日以降令和8年2月末日までであること 年　　月　　日（予定）	

5 同意・誓約事項（該当する□欄に✓を入れること）

- 予約申請は予算額の確保を目的としており、交付決定を担保するものではないことを理解し、承知しました。
- 補助金の額は要綱第8条の規定に基づく本申請の内容を審査し、要綱第9条の規定に基づき決定されるものであり、予約申請額がそのまま補助金の額となるものではないことを理解し、承知しました。
- 住宅事業者等（よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者）です。なお、本申請時において登録を受けていない場合、要綱第12条に規定する実績報告までに登録されている必要があることを理解し、承知しました。
- 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約に、要綱第8条第1項で規定する申請日までに補助対象者と同意します。
- 交付を受けた補助金について、共同事業実施規約に定めた方法により補助対象者に還元します。
- 規約に同意する日までに、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、補助対象者に情報提供することに同意します。
- 実績報告期限までに実績報告を行います。
- 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。
- 当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。
- その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱を遵守します。
- 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けることはしません。
- 【既存住宅改修型のみ】補助対象者が、補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住

	宅に居住する意思があることを確認しました。
<input type="checkbox"/>	【既存住宅改修型のみ】世帯の構成員いずれもが過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金の交付を受けていないことを確認しました。
<input type="checkbox"/>	【既存住宅改修型のみ】世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確認しました。

6 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

6-(1) 子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型）	
<input type="checkbox"/>	補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	子育て世代に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書等など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
<input type="checkbox"/>	既存住宅の建築年次が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
<input type="checkbox"/>	既存住宅の売買契約書の写し
<input type="checkbox"/>	既存住宅の売買契約書の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写し
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図 ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ（土砂災害）） ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
6-(2) 子育て世代の住替え補助対象世帯（買取再販型）	
<input type="checkbox"/>	既存住宅の建築年次が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度(BELS)評価書等、自己評価含む）
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写し
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類

<input type="checkbox"/>	既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図 ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ（土砂災害）） ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

6-(3) 定住補助対象世帯（既存住宅改修型）

<input type="checkbox"/>	補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	既存住宅の所有者が分かる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅の建築年次が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書等、自己評価含む）
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写し
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図 ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ（土砂災害）） ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

6-(4) 定住補助対象世帯（買取再販型）

<input type="checkbox"/>	既存住宅の建築年次が確認できる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅が建築確認を得て着工されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅の断熱等性能等級が5以下であることが確認できる書類（既存住宅の設計住宅性能評価書、建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）評価書等、自己評価含む）
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写し
<input type="checkbox"/>	第6条第2項に規定する書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	既存住宅が土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定に基づく土砂災害特別警戒区域外であることを示した次のいずれかの地図 ・所在地の位置を示した横浜市行政地図情報提供システム（わいわい防災マップ（土砂災害）） ・所在地の位置を示した神奈川県土砂災害警戒情報システム（土砂災害警戒区域等）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第2号様式（第7条第1項）

年　月　日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金予約変更申請書

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱第6条第1項の規定にもとづき申請した以下の案件について、次のとおり変更したいので申請します。

1 予約申請の内容

受付番号	
補助対象者氏名	※買取再販型は省略
所在地（地番）	

2 変更の内容（該当する□欄に✓を入れ、必要事項を記載すること）

<input type="checkbox"/>	予約申請額の増額又は減額を伴う変更（具体的な内容：）
<input type="checkbox"/>	予算承認額の確保の取消しを求める場合
<input type="checkbox"/>	その他市長が申請を必要と認める変更（具体的な内容：）

第3号様式（第8条第1項）

年　月　日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所　〒
担当者氏名
担当者電話　　(　　)
担当者E-mail

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表制度（済※登録番号　　・今後登録）

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付申請書

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金の交付を受けたいので、横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱第8条第1項の規定にもとづき、次のとおり申請いたします。

1 申請区分（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型）
<input type="checkbox"/>	子育て世代の住替え補助対象世帯（買取再販型）
<input type="checkbox"/>	定住補助対象世帯（既存住宅改修型）
<input type="checkbox"/>	定住補助対象世帯（買取再販型）

2 補助金予約承認の有無

あり（受付番号　　）　なし

3 補助対象世帯の構成員【既存住宅改修型かつ予約承認以降に住民登録の異動が無い場合は省略可】

フリガナ 氏名	住所	生年月日（西暦）	続柄
	※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合は、令和7年1月1日以前から申請日までの間、居住していた住所を記載すること ※予約申請から変更がある場合は、住民票等を提出してください。	年　月　日	世帯主
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

4 既存住宅の要件について（リノベーション工事前の住宅）【予約承認ありの場合は省略可】

4-(1) 既存住宅改修型の要件（該当する□欄に✓を入れる又は記載のこと）

既存住宅	種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅
	所在地（地番）	横浜市
	所有（予定）者 の氏名	※補助対象者であること
	建築確認申請 年月日	年　月　日
	竣工年月日	※令和7年3月31日以前であること 年　月　日
	断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 3以下 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5
	土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域外の住宅である
取得方法	※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合のみ記載	
	□免許を有する宅地建物取引業を営むものから既存住宅を購入取得	
	□免許を有する宅地建物取引業を営むものを介して既存住宅を購入取得	

4-(2) 買取再販型の要件（該当する□欄に✓を入れる又は記載のこと）

申請者（住宅事業者等）	<input type="checkbox"/> 宅地建物取引業法の規定により国土交通大臣又は都道府県知事の免許を有する宅地建物取引業を営むものである	
既存住宅	種類	<input type="checkbox"/> 一戸建て <input type="checkbox"/> 共同住宅
	所在地（地番）	横浜市
	建築確認申請 年月日	年　月　日
	竣工年月日	※令和7年3月31日以前であること 年　月　日
	断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 3以下 <input type="checkbox"/> 4 <input type="checkbox"/> 5

土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域外の住宅である
------------	--

5 対象住宅の要件について（リノベーション工事後の住宅）

5-(1) 既存住宅改修型の要件（該当する□欄に✓を入れる又は記載のこと）※買取再販型は省略

リノベーション工事の契約書	契約日	※令和7年4月1日以降であること 年　　月　　日
	引渡し日	※令和8年2月末日までであること 年　　月　　日
	契約者氏名	※補助対象者かつ住宅の所有者（所有予定者）と同じであること
	工事契約した住宅の所在地（地番）	横浜市
リノベーション工事の契約内容	躯体の断熱改修	<input type="checkbox"/> 外壁：3.5立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用する断熱材の量：　　m ³) <input type="checkbox"/> 屋根・天井：4.0立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用する断熱材の量：　　m ³) <input type="checkbox"/> 床：0.45立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用する断熱材の量：　　m ³)
	再エネ設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（戸当たり3kW以上の発電能力を有する） <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 (製品名：　　) (製品型番：　　)
	断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> リノベーション工事後に、日本住宅性能表示基準において、断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有する予定である
	耐震等級	<input type="checkbox"/> リノベーション工事後に、日本住宅性能表示基準において、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有する予定である
共同事業実施規約	締結日	※本申請日以前であること 年　　月　　日
	締結者（住宅事業者等）	※工事契約書の締結者と同じであること
	締結者（補助対象者）	※工事契約書の締結者かつ住宅の所有者（所有予定者）と同じこと

定住（予定）日	<p>※定住補助対象世帯の場合のみ記載 ※既に居住している場合は、居住を開始した日（住民票を記録した日）を記載 ※居住していない場合は、令和8年2月28日時点での対象住宅に居住（住民票の記録がある）のこと 年　月　日（予定）</p>
住替え予定日	<p>※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合のみ記載 ※申請日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日（予定）</p>
所有権登記の申請予定日	<p>※子育て世代の住替え補助対象世帯の場合のみ記載 ※令和7年4月1日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日（予定）</p>

5-(2) 買取再販型の要件（該当する□欄に✓を入れる又は記載のこと）※既存住宅改修型は省略

売買契約書	契約日	※令和7年4月1日以降であること 年　月　日
	契約者	※補助対象者と同じであること
	売買契約した住宅の所在地（地番）	横浜市
リノベーション工事の内容	躯体の断熱改修	<input type="checkbox"/> 外壁：3.5立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用する断熱材の量： m ³) <input type="checkbox"/> 屋根・天井：4.0立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用する断熱材の量： m ³) <input type="checkbox"/> 床：0.45立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用する断熱材の量： m ³)
	再エネ設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備（戸当たり3kW以上の発電能力を有する） <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 (製品名：) (製品型番：)
	断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> リノベーション工事後に、日本住宅性能表示基準において、断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有する予定である
	耐震等級	<input type="checkbox"/> リノベーション工事後に、日本住宅性能表示基準において、耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有する予定である
共同事業実施規約	締結日	※本申請日以前であること 年　月　日
	締結者（住宅事業者等）	※売買契約書の締結者と同じであること。

	締結者（補助対象者）	※売買契約書の締結者であること
工事完了（予定）日	※令和8年2月末日までであること 年　月　日	
住替え予定日	※申請日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日（予定）	
所有権登記の申請予定日	※令和7年4月1日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日（予定）	

6 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に要する費用及び補助金

6-(1)から6-(3)のいずれかを記載してください。

6-(1) 子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型・買取再販型）の補助額

区分	金額
① 契約額	円
①のうち、断熱材を利用する断熱改修の工事費 ※この欄が空欄の場合は補助対象外です	円
② 消費税	円
③ 国等の補助金の額	円
③の補助金名：	
④ 補助対象額（①-②-③）	円
⑤ 補助申請額（150万円と④の額を比較し、低い額を記載）	円

6-(2) 定住補助対象世帯（既存住宅改修型）の補助額

区分	金額
① 契約額	円
①のうち、断熱材を利用する断熱改修の工事費 ※この欄が空欄の場合は補助対象外です	円

②	消費税	円
③	不動産の取得費	円
④	外皮に面する開口部の改修に係る工事費	円
⑤	④に係る諸経費	円
⑥	給湯器の改修に係る工事費	円
⑦	⑥に係る諸経費	円
⑧	国等の補助金の額 (※先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業を除く国等の補助金の申請予定・申請済の場合に記載すること)	円
	⑧の補助金名 :	
⑨	補助対象額 (①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧)	円
⑩	補助申請額(120万円と⑨の額を比較し、低い額を記載)	円

6-(3) 定住補助対象世帯（買取再販型）の補助額

区分	金額
① 契約額	円
①のうち、断熱材を利用する断熱改修の工事費 ※この欄が空欄の場合は補助対象外です	円
② 消費税	円
③ 国等の補助金の額	円
③の補助金名 :	
④ 補助対象額 (①-②-③)	円

⑤	補助申請額(120万円と④の額を比較し、低い額を記載)	円
---	-----------------------------	---

7 同意・誓約事項（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	住宅事業者等（よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者）のことをいいます。）です。なお、本申請時において登録を受けていない場合、要綱第12条に規定する実績報告までに登録されている必要があることを理解し、承知しました。
<input type="checkbox"/>	交付を受けた補助金について、共同事業実施規約に定めた方法により補助対象者に還元します。
<input type="checkbox"/>	規約に同意する日までに、省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、補助対象者に情報提供しています。
<input type="checkbox"/>	実績報告期限までに実績報告を行います。
<input type="checkbox"/>	市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納はありません。
<input type="checkbox"/>	当補助事業のアンケート調査等に協力することを了解しました。
<input type="checkbox"/>	補助対象者が、補助金の交付を受けてから、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があることを確認しました。
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員いずれもが過去に令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金の交付を受けていないことを確認しました。
<input type="checkbox"/>	世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではないことを確認しました。
<input type="checkbox"/>	その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱を遵守します。
<input type="checkbox"/>	虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けることはしません。

8 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

8-(1) 子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型）	
<input type="checkbox"/>	横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約
<input type="checkbox"/>	第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写し
<input type="checkbox"/>	第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が既存住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
<input type="checkbox"/>	別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の契約がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）
<input type="checkbox"/>	別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 (ア) 太陽光発電設備 (ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJ E T等の認証書 (ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 (イ) 太陽熱利用設備 (イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類 (イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類
<input type="checkbox"/>	第6条第1項の申請を行っていない場合は別表2の書類

<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
8-(2) 子育て世代の住替え補助対象世帯（買取再販型）	
<input type="checkbox"/>	補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	子育て世代に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し
<input type="checkbox"/>	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、婚姻の予約者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・結婚式場の契約書等など婚姻予定であることが分かる書類 ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
<input type="checkbox"/>	第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写し
<input type="checkbox"/>	第3条第1項第5号に規定する契約に係る書面の写しに住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約
<input type="checkbox"/>	対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
<input type="checkbox"/>	別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の実施がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）
<input type="checkbox"/>	別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 (ア) 太陽光発電設備 (ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJ E T等の認証書 (ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 (イ) 太陽熱利用設備 (イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類 (イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類
<input type="checkbox"/>	(1) 第6条第1項の申請を行っていない場合は別表2の書類
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
8-(3) 定住補助対象世帯（既存住宅改修型）	
<input type="checkbox"/>	横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約
<input type="checkbox"/>	第3条第2項第1号ウに規定する契約に係る書面の写し
<input type="checkbox"/>	第3条第2項第1号ウに規定する契約に係る書面の写しに対象住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
<input type="checkbox"/>	別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の契約がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）
<input type="checkbox"/>	別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 (ア) 太陽光発電設備 (ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJ E T等の認証書 (ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 (イ) 太陽熱利用設備

	(イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類 (イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類
<input type="checkbox"/>	第6条第1項の申請を行っていない場合は別表2の書類
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
8-(4) 定住補助対象世帯（買取再販型）	
<input type="checkbox"/>	補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	第3条第2項第2号エに規定する契約に係る書面の写し
<input type="checkbox"/>	第3条第2項第2号エに規定する契約に係る書面の写しに対象住宅の所在地（地番）が記載されていない場合、当該書面が対象住宅に係る契約であること分かる書類
<input type="checkbox"/>	横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約
<input type="checkbox"/>	対象住宅の改修計画図面（配置図、平面図、立面図、断面図等）
<input type="checkbox"/>	別表1第2項に規定する一定以上の断熱材を使用した躯体の断熱改修工事の実施がわかる書面の写し（当該書面又は付属する仕様書、内訳書等において、施工される断熱材の使用量が分かること）
<input type="checkbox"/>	別表1第1項第4号に規定する再エネ設備を備えていることが分かる書類 (ア) 太陽光発電設備 (ア)-1 発電量が分かる書類及び製品カタログ等及びJET等の認証書 (ア)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類 (イ) 太陽熱利用設備 (イ)-1 製品カタログ等及び別表1第1項第4号イに適合していることがわかる書類 (イ)-2 設置することがわかる書類又は設置されていることがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国又は地方公共団体を財源とした補助が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類
<input type="checkbox"/>	第6条第1項の申請を行っていない場合は別表2の書類
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に規定する一連の補助金交付申請に係り、甲（要綱に規定する、住宅事業者等）及び乙（要綱に規定する、補助対象者）及び丙（補助対象者であり、本契約を乙と共同で甲と締結する者）は、お互いに以下の共同事業実施規約（以下、「本規約」という。）に同意し、本規約に従って補助事業を共同で実施するものとして、届け出ます。

甲及び乙は、円滑に横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金（以下、「本補助金」という。）の交付を受けるため、以下の取り決めを確認する。

（要件等の確認）

- 第1条 甲及び乙は、本補助金の要綱をよく参照し、補助対象の要件に合致することを確認するとともに、要綱に反する事項があることを知った場合、速やかに相手に通知する義務を負う。
- 2 乙は、本補助金の交付申請にあたり、本規約及び要綱が定める丙が果たすべき義務等について、丙が理解し、履行することについて責任を負う。
- 3 甲及び乙は、次の各号全てについて、了解する。
- (イ) 本補助金の交付申請が正しく提出されるまでに、本補助金の予算が終了した場合、本補助金の交付を受けられないこと。
- (ロ) 甲及び乙は、補助事業完了後から10年間、市長の承認なく、本補助金の交付を受けた住宅を、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊してはならないこと（本補助金の交付を受けた住宅を、住宅として販売、譲渡又は貸し付け等を行う場合を除く。）
- (ハ) 甲から横浜市に提出した乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報の利用、保存及び管理には、要綱に規定するもののはか、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月25日条例第6号）が適用されること。
- (ニ) その他、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月30日横浜市規則第139号）及び要綱を遵守すること。
- (ホ) 要綱第19条に規定する効果分析等調査について協力することを了解する。

（申告）

- 第2条 甲は、次の各号を乙に申告する。
- (イ) よこはま健康・省エネ住宅事業者登録・公表制度に登録され、または登録を受けようとする住宅事業者事業者であること。
- (ロ) 市税及び横浜市に対する債務の支払等の滞納がないこと。
- (ハ) 要綱第6条に規定する本補助金の予算確保の有無。
- 2 乙は、次の各号の全ての要件を満たすことを甲に申告する。
- (イ) 要綱第3条で規定する補助対象世帯であること。
- (ロ) 要綱第15条で規定する補助金の交付を受けた場合、10年間は継続して対象住宅に居住する意思があること。
- (ハ) 世帯の構成員いざれもが過去にこの要綱に基づく補助金又は令和5年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和5年3月建住政第3436号）及び令和6年度横浜市省エネ住宅住替え補助金交付要綱（令和6年3月建住政第3701号）に基づく補助金の交付を受けていないこと。
- (ニ) 世帯の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (ホ) 世帯の構成員が、市税等を滞納していないこと。

（情報提供）

- 第3条 甲は、要綱第4条第2項の規定に基づき、乙に省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について、乙に情報提供すること。
- 2 乙は、要綱第3条第2項第6号の規定に基づき、乙から省

エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果の情報提供がされている旨を、横浜市長に申告すること。

（交付申請等）

- 第4条 要綱に規定された本補助金の交付申請等の一切の手続きについて、乙は甲に委託し、甲はこれを受託する。委託を受けた甲は、本規約締結後遅滞なく本補助金の交付申請等の手続きを行い、乙は甲の行う手続きに協力するものとする。
- 2 甲及び乙は、本規約締結後交付申請の提出に至るまでの間、横浜市がホームページで公表する本事業の状況について、随時確認するものとする。
- 3 本補助金の交付決定後に、乙は、甲が乙に本住宅の引渡しを行った後速やかに対象住宅に入居又は定住し、甲が行う実績報告のために当該事実が確認できる住民票の写しを甲に提出するなど、甲が行う手続きに協力しなければならない。
- 4 甲は、補助金申請に係り知りえた乙及び乙を含む補助対象世帯の個人情報及び申請書類について、当初の目的以外に利用してはならない。

（本補助金の支払と還元）

- 第5条 本補助金は、要綱に規定される手続きをもって横浜市から甲へ交付される。
- 2 甲が本補助金の交付を横浜市から受けたとき、甲は受領した当該補助金相当額について、直ちに以下の①又は②の方法のうち、本規約に署名した際に合意する方法により乙に還元する。

- ① 本契約に係る乙の甲に対する債務（最終支払に限る。）に充当する方法
② 現金で支払う方法

（本補助金の申請ができない場合等の取り決め）

- 第6条 甲及び乙は、以下の各号に該当する各事由により、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられない等の場合における損失等の負担の範囲とその方法について、予め双方で取り決めを行わなければならない。
- (イ) 交付申請が正しく提出される以前に、本事業の予算が終了したこと等により、交付申請期間が終了した場合
- (ロ) 本規約第2条において虚偽の申告をした場合
- (ハ) 本規約第4条について不正若しくは怠慢を行った場合
- (ニ) その他、横浜市が本補助金の交付目的に反すると判断し、補助金の交付を行わなかった場合

- 2 甲及び乙は、本補助金の申請ができない、又は交付を受けられないこととなった場合等には、前項の取り決めに従い、損失等の負担の範囲とその方法について、誠実に協議を行うものとする。

（補助金の返還等）

- 第7条 甲及び乙は、要綱第17条に規定する理由で補助金の返還命令を受けたことを知った場合、速やかに相手に通知し、双方で誠実に協議を行うものとする。
- 2 横浜市は、前項及び第5条第2項に規定する補助金の還元に関して、甲及び乙との間に生じた紛争やあらゆる損失等について、一切の責任及び義務を負わないものとし、甲及び乙はこれに同意する。

第4号様式（第3条第2項）

甲及び乙は、本規約を2通作成し署名又は記名押印の上、それぞれ1通を保管し、その写しを横浜市に提出するものとする。

(届出先) 横浜市長	年　月　日※1
------------	---------

甲（住宅事業者等）

住所	印	契約の締結者と同じ者の住所、事業者名、記名・押印であること。
事業者名		
代表者職・氏名		
担当者氏名		
電話		
E-mail		

乙（補助対象者であり、要綱第3条で規定する契約をする者）

※2 省エネ性能（断熱・気密等）向上のメリット及び再エネ設備の導入効果について甲から説明を受けたことを申告します。

住所	印	自筆による署名の場合、押印は任意とする。
氏名		
電話		
E-mail		

丙（補助対象者であり、乙と共同で要綱第3条で規定する契約をする者）

氏名	乙の記名で可。
----	---------

※1 要綱第8条第1項で規定する申請日までに締結していること。

※2 本規約第3条第2項の規定に基づき、再エネ設備の導入効果及び省エネ性能向上のメリットについて説明を受け、チェック☑をすること。

第5号様式（第9条第2項）

第
年
月
号
日

住所

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長

印

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 補助対象世帯

補助対象者	
対象住宅の所在地	
受付番号	

4 交付条件

担当
電話
メール

第6号様式（第9条第6項）

第
年
月
号
日

住所

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長

印

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金不交付決定通知書

年 月 日に申請のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金については、交付しないことと決定したので通知します。

不交付の理由

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約のうち乙の氏名	
受付番号	

担当
電話
メール

第7号様式（第9条第7項）

第
年
月
号
日

住所

氏名

横浜市長

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付決定のお知らせ

年 月 日に横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者から申請のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、次の条件を付しての交付決定を通知したことをお知らせいたします。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 補助対象世帯

補助対象者	
対象住宅の所在地	
受付番号	

4 交付条件

担当
電話
メール

第8号様式（第10条第1項）

年　月　日

(申請先)
横浜市長

(申請者)
住所

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所　〒
担当者氏名
担当者電話　　(　　)
担当者E-mail

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付変更申請書

年　月　日　　第　　号により交付決定通知のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る補助事業等について、次のとおり変更したいので申請します。

1 変更の内容

||
||
||
||
||

(具体的な内容・変更理由など)

【補助対象世帯】

補助対象者	
対象住宅の所在地	
受付番号	

第9号様式（第10条第2項）

第
年
月
号
日

住所

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所 〒
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長

印

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付変更決定通知書

年 月 日に変更申請のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、次の条件を付して交付することと決定したので通知します。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 補助対象世帯

補助対象者	
対象住宅の所在地	
受付番号	

4 交付条件

担当
電話
メール

第10号様式（第10条第3項）

第 年 月 号
年 月 日

住所

氏名

横浜市長

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付変更決定のお知らせ

年 月 日に横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者から変更申請のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、次の条件を付しての変更決定を通知したことをお知らせいたします。

1 交付決定金額

2 交付時期

3 補助対象世帯

補助対象者	
対象住宅の所在地	
受付番号	

4 交付条件

担当
電話
メール

第11号様式（第11条第1項）

年　月　日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

住所

事業者名

代表者職・氏名

担当者住所　〒

担当者氏名

担当者電話　(　　)

担当者E-mail

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金取下届

年　月　日　　第　　号により交付決定通知のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る補助事業等について、次のとおり取下げたいので申請します。

1 取下げの理由

【補助対象世帯】

補助対象者	
対象住宅の所在地	
受付番号	

第12号様式（第12条第1項）

年　月　日

(申請先)

横浜市長

(申請者)

住所

事業者名

代表者職・氏名

担当者住所　〒

担当者氏名

担当者電話　(　　)

担当者E-mail

よこはま健康・省エネ住宅 事業者登録・公表
制度（登録番号　　）

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金実績報告書

年　月　日　　第　　号により交付決定通知のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る補助事業等について、規約締結対象世帯の住替えが完了したため、横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱第12条第1項の規定にもとづき、次のとおり書類を添えて実績報告いたします。

1 申請区分（該当する□欄に✓を入れること）

<input type="checkbox"/>	子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型）
<input type="checkbox"/>	子育て世代の住替え補助対象世帯（買取再販型）
<input type="checkbox"/>	定住補助対象世帯（既存住宅改修型）
<input type="checkbox"/>	定住補助対象世帯（買取再販型）

2 受付番号

(　　)

3 補助対象世帯の構成員

フリガナ 氏名	住所	生年月日（西暦）	続柄
	※令和8年2月28日時点において対象住宅に住民登録されていること	年　月　日	世帯主
		年　月　日	
		年　月　日	
		年　月　日	

		年　月　日	
--	--	-------	--

4 対象住宅の要件について

リノベーション工事の実施内容	躯体の断熱改修	<input type="checkbox"/> 外壁：3.5立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用した断熱材の量： m ³) <input type="checkbox"/> 屋根・天井：4.0立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用した断熱材の量： m ³) <input type="checkbox"/> 床：0.45立米以上の断熱材を使用する断熱改修 (使用した断熱材の量： m ³)
	再エネ設備	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備 (戸当たり 3kW以上の発電能力を有する) <input type="checkbox"/> 太陽熱利用設備 (製品名：) (製品型番：)
	断熱等性能等級	<input type="checkbox"/> 断熱等性能等級 6 <input type="checkbox"/> 断熱等性能等級 7
	耐震等級	<input type="checkbox"/> 耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止) 1以上 <input type="checkbox"/> 耐震等級 (構造躯体の損傷防止) 1以上
定住日	※定住補助対象世帯（既存住宅改修型）の場合のみ記載 ※令和8年2月28日時点で対象住宅に居住（住民票の記録がある）こと 年　月　日	
住替え日	※子育て世代の住替え補助対象世帯・定住補助対象世帯（買取再販型）の場合のみ記載 ※申請日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日	
対象住宅の登記の状況	所有者氏名	
	所在地	横浜市
	所有権移転日	※子育て世代の住替え補助対象世帯・定住補助対象世帯（買取再販型）の場合のみ記載 ※令和7年4月1日以降令和8年2月末日までであること 年　月　日

5 補助金交付決定額

(円)

6 交付決定額の還元状況

- 済（精算時に、補助金交付決定額分を最終支払いの一部に充当し既に還元）
- 未（補助金交付後、還元予定）

7 横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に要する費用及び補助金

7-(1)から7-(3)のいずれかを記載してください。

7-(1) 子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型・買取再販型）の補助額

区分	金額
① 契約額	円
② 消費税	円
③ 国等の補助金の額	円
④ 補助対象額（①-②-③）	円
⑤ 補助申請額(150万円と④の額を比較し、低い額を記載)	円

7-(2) 定住補助対象世帯（既存住宅改修型）の補助額

区分	金額
① 契約額	円
② 消費税	円
③ 不動産の取得費	円
④ 外皮に面する開口部の改修に係る工事費	円
⑤ ④に係る諸経費	円
⑥ 給湯器の改修に係る工事費	円
⑦ ⑥に係る諸経費	円

⑧ 国等の補助金の額 (※先進的窓リノベ2025事業、給湯省エネ2025事業を除く国等の補助金の申請予定・申請済の場合に記載すること)	円
⑧の補助金名 :	
⑨ 補助対象額 (①-②-③-④-⑤-⑥-⑦-⑧)	円
⑩ 補助申請額(120万円と⑨の額を比較し、低い額を記載)	円

7-(3) 定住補助対象世帯（買取再販型）の補助額

区分	金額
① 契約額	円
①のうち、断熱材を利用する断熱改修の工事費 ※この欄が空欄の場合は補助対象外です	円
② 消費税	円
③ 国等の補助金の額	円
③の補助金名 :	
④ 補助対象額 (①-②-③)	円
⑤ 補助申請額(120万円と④の額を比較し、低い額を記載)	円

8 添付書類（該当する□欄に✓を入れること）

8-(1) 子育て世代の住替え補助対象世帯（既存住宅改修型）	
<input type="checkbox"/>	補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。
<input type="checkbox"/>	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し

<input type="checkbox"/>	対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
<input type="checkbox"/>	第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	対象住宅の工事契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

8-(2) 子育て世代の住替え補助対象世帯（買取再販型）

<input type="checkbox"/>	補助対象世帯全員の続柄が分かる住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	第12条に規定する実績報告時点において、子育て世帯等に該当しない場合で、出生予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の出生予定であることがわかる書類の写し。なお、交付決定日以降に変更が無い場合は省略できる。
<input type="checkbox"/>	婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者、「横浜市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱」（令和元年11月13日制定）に基づき宣誓又は申告を行った者及び行おうとする者は、次のいずれかの書類。 ・続柄に「未届の夫」又は「未届の妻」と表示されている住民票の写し ・横浜市パートナーシップ宣誓書受領証の写し
<input type="checkbox"/>	対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
<input type="checkbox"/>	第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	対象住宅の売買契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）

<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
8-(3) 定住補助対象世帯（既存住宅改修型）	
<input type="checkbox"/>	補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
<input type="checkbox"/>	第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	対象住宅の工事契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類
8-(4) 定住補助対象世帯（買取再販型）	
<input type="checkbox"/>	補助対象者の住民票の写し（申請時点において取得後3か月以内で現況と変更がないもの）
<input type="checkbox"/>	対象住宅の登記事項全部証明書（建物の登記事項全部証明書）又は建物の所有権登記申請書の写し（ただし、登記申請書の写しを提出する場合は、申請が受付されたことが分かる書類も提出すること。また、後日に建物の登記事項全部証明書を提出すること）など対象住宅の所有者が分かる書類
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が断熱等性能等級6又は7の省エネ性能を有することがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る））
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事後の対象住宅が耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）1以上かつ耐震等級（構造躯体の損傷防止）1以上の性能を有していることがわかる書類（令和7年4月1日以降に評価された建設住宅性能評価書（登録住宅性能評価機関による評価に限る）等）
<input type="checkbox"/>	リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真（配置図、平面図等に撮影位置を図示すること）
<input type="checkbox"/>	第8条第1項の申請時において、再エネ設備を設置することがわかる書類を提出した場合、再エネ設備が設置されたことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	対象住宅の売買契約に係る費用を、補助対象者が支払ったことがわかる書類
<input type="checkbox"/>	当要綱に基づく補助金以外に国等の補助金が交付される場合、該当する補助金の名称、住宅の所在地及び補助金の額がわかる書類（第8条1項の申請時から変更がある場合に限る）
<input type="checkbox"/>	その他市長が必要と認める書類

第13号様式（第13条第2項）

第
年
月
号
日

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長

印

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金額確定通知書

年 月 日に実績報告のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、次とおり補助金額を確定したので通知します。

1 補助金確定額

【補助対象世帯】

補助対象者	
対象住宅の所在地	

担当
電話
メール

第14号様式（第13条第3項）

第
年
月
号
日

住所 〒

氏名

横浜市長

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金額確定のお知らせ

年 月 日に横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者から実績報告のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、次の通り補助金額確定を通知したことをお知らせいたします。

1 拠助金確定額

【補助対象世帯】

補助対象者	
対象住宅の所在地	

担当
電話
メール

第15号様式（第14条第1項）

年　月　日

(申請先)

横浜市長

(請求者)

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所

担当者氏名

担当者電話 ()

担当者E-mail

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付請求書

年　月　日　　第　　号により額確定通知のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、次のとおり請求します。

請求金額

¥_____円

(振込先)

(フリガナ)			
口座名義			
金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協		支店
預金種別	普通・当座	口座番号	

※請求者は補助金交付決定通知及び額確定通知を受けた者（事業者・代表者）に限る。

第16号様式（第17条第2項）

第
年
月
号
日

住所 〒

事業者名
代表者職・氏名

担当者住所
担当者氏名
担当者電話 ()
担当者E-mail

横浜市長

印

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付決定取消通知書

年 月 日 第 号により交付決定通知のありました横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金については、横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱第17条の規定に基づき、取り消したこと通知します。

- 1 取消しの理由
- 2 取消しの内容

担当
電話
メール

第17号様式（第17条第3項）

第
年
月
号
日

住所 〒

氏名

横浜市長

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助交付決定取消のお知らせ

年 月 日に横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金に係る共同事業実施規約を締結した共同事業者に交付決定通知をした横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金について、横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱第17条の規定に基づき取り消したことをお知らせします。

- 1 取消しの理由
- 2 取消しの内容

担当
電話
メール

横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金実施要領

制 定 令和7年5月22日 建住政第456号

(目的)

第1条 この要領は、「横浜市脱炭素リノベ住宅推進補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に基づき実施される事業に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(実績報告)

第2条 要綱第12条第2項の規定に基づき市長が定める書類は、次の各号に定める様式とする。

(1) 要綱別表4の1-(1)キ、1-(2)キ、2-(1)エ、2-(2)オに関する書類は、要領第1号様式とする。

(その他)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は建築局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年6月1日から施行する。

要領第1号様式（第2条第1項第1号）

リノベーション工事を行ったことがわかる工事施工中の写真

写真番号*	写真添付	写真の説明 ※該当するものに☑すること
-------	------	------------------------

①	写真を添付してください	撮影した写真の説明を記載してください
---	-------------	--------------------

※写真の数に応じ、上記項目を複製の上記入すること。

※別途、写真番号を配置図、平面図等に図示すること。